

【意見募集(素案)】

別紙

県道大津植木線における「特定施設届出地区への指定」 及び「屋外広告物規制地域の変更」について(素案)



県道大津植木線の道路沿線の景観形成について

概要

県道大津植木線のセミコンテクノパーク付近については、TSMCの進出により、今後更なる半導体関連企業の集積が見込まれることから、交通渋滞対策として多車線化事業(車線数:4車線、幅員:34.0m)を進めており、また、その整備においては、「世界有数の半導体集積地の玄関口にふさわしいシンボルロード」として、道路空間に植樹帯を設けるなど良好な道路景観の形成についても取り組んでいる。そのため、道路沿線についても、熊本の豊かな自然との調和も図りながら、質の高い、品格のある景観形成を目指すため、当該多車線化事業区間を(1)「熊本県景観計画」における「特定施設届出地区」に指定するとともに、(2)「熊本県屋外広告物条例」の規制地域区分について「第2種許可地域」から「第3種禁止地域」に指定する変更を行うもの。

指定路線及び区間

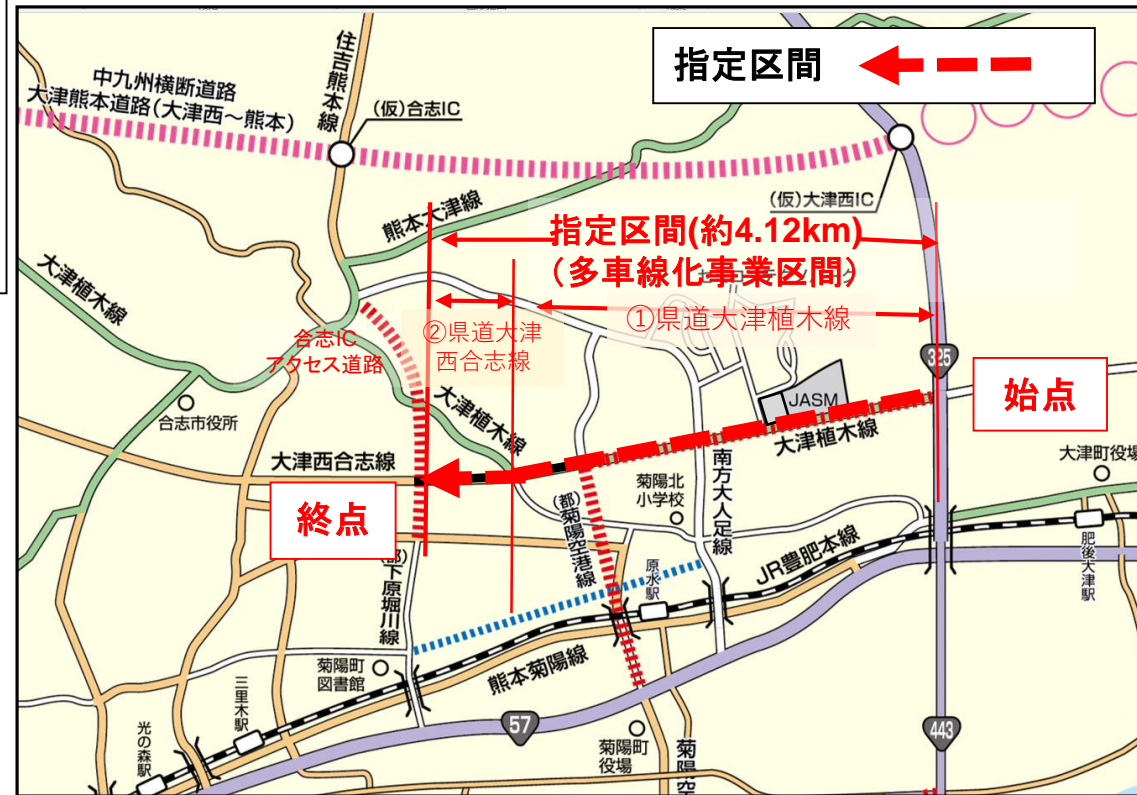
県道大津植木線の多車線化事業区間 【延長:約4.12km】

	路線名	始点	終点
①	県道大津植木線	国道325号との交点 (大津町)	県道大津西合志線との交点 (菊陽町)
②	県道大津西合志線	県道大津植木線との交点 (菊陽町)	合志市福原字宮ノ上1763-1地先 (合志市)

多車線化事業イメージパース図



位置図



(1) <熊本県景観条例> 熊本県景観計画の変更 特定施設届出地区への指定

1 特定施設届出地区への指定について

本県では、景観法及び景観条例に基づき、熊本県景観計画を定め、景観計画区域内において、建築物、工作物等が集積し、又は集積する恐れがある区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区(注2)として景観計画(注3)に定め、良好な沿道景観の形成を図っている。

県道大津植木線のセミコンテクノパーク付近については、TSMCの進出により急速な半導体関連企業の集積が予想され、沿線に建築物・工作物等が集積するおそれがあるため、特定施設届出地区に指定し、良好な景観形成への誘導を図るもの。

2 変更の概要

【景観法第9条第8項に基づく熊本県景観計画の変更(案) 特定施設届出地区の追加】

指定する区間： 県道大津植木線の多車線化事業区間

区域の範囲： 路端から両側20m以内

(注1)特定施設

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)、広告塔及び広告板その他当該地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう(景観条例第2条第5項)。

(パチンコ店、ガソリンスタンド、飲食店、スーパー、旅館、広告板、屋上広告等)

(注2)特定施設届出地区

特定施設の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替又は色彩の変更などが届出対象行為となる。なお、区域は路端から両側20メートル以内。

(注3)景観計画

景観法及び県景観条例に基づき策定された計画。大規模行為届出対象地域のほか景観形成地域(3地域)、特定施設届出地区(24地区)を指定しており、一定の行為について、届出を行う必要がある。

(2) <屋外広告物条例> 規制地域の変更(禁止地域への指定)

1 屋外広告物の規制地域の変更について

本県では屋外広告物法に基づき、熊本県屋外広告物条例を制定し、地域の特性に応じ、禁止地域と許可地域の規制地域区分を定めることで、広告物を規制し、良好な景観形成と風致の維持を図っています。禁止地域については、良好な景観を形成し、風致を維持するために必要と認める地域・場所については指定しています。

今回、規制地域の変更を行う県道大津植木線のセミコンテクノパーク付近については、世界有数の半導体集積地の玄関口にふさわしいシンボルロードとして、将来の企業集積等も考慮し、多車線化事業を進めており、その道路沿線についても、良好な景観形成を図る必要があるため、路端から100メートル以内の区域を第2種許可地域から第3種禁止地域に規制地域区分の変更を行うもの。

2 規制地域変更の概要

変更区間 : 県道大津植木線の多車線化事業区間

区域の範囲 : 路端から両側100m以内 ※ 但し、始点(国道325号との交点)で、第2種禁止地域に指定している区域については除く。

3 規制地域の主な基準

		(変更前)	(変更後)
規制地域		第2種許可地域	第3種禁止地域
総量規制	一般広告物	○ (広告物の表示面積:100㎡以内)	× (原則掲出不可)
	自家用広告物	○ (広告物の表示面積:100㎡以内)	○ (広告物の表示面積:50㎡以内) 但し、地区計画を策定した区域においては100㎡以内とする
個別基準	建植広告 (広告塔、広告板等)	高さ:5m以下、1表示面:20㎡以内	高さ:5m以下、1表示面:15㎡以内
		高さ:5m超、13m以下、1表示面:15㎡以内	高さ:5m超、10m以下、1表示面:10㎡以内
	屋根面広告	1屋根面の1/2以内	× (表示等は禁止)
	壁面広告	1壁面の1/2以内	1壁面の1/3以内